建築物点検マニュアル

令和８年３月改定

山梨県

目次

第１章　マニュアルの概要　・・・　１
１　目的
２　適用対象
３　点検の種類
４　点検の実施方法等について
５　留意事項

第２章　建築基準法に基づく点検について　・・・　２
１　対象
２　実施者
３　実施方法
４　実施時期
５　点検結果の保管等について

第３章　他法令に基づく点検について　・・・　５
１　対象
２　実施者
３　実施時期及び方法
４　点検結果の保管等について

第４章　長寿命化点検について　・・・　６
１　対象
２　実施者
３　実施時期
４　長寿命化点検結果の取り扱い
５　実施方法
６　点検結果の保管等について

第５章　日常点検について　・・・　２２
１　対象
２　実施方法及び時期
３　点検結果の保管について

＜様式等＞
別紙１　点検対象建築物一覧表
別紙２　法令検査点検一覧表
様式１　建築基準法点検票
様式２　日常点検票

第１章　マニュアルの概要

１　目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

２　適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

３　点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

（１）建築基準法に基づく点検

建築基準法第 12 条第２項及び第４項に基づく点検をいう。

（２）他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

（３）長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう（ただし、同実施方針に基づく公共施設のあり方検討において、長寿命化対象外とされた施設における建築物を除く）。

（４）日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

４　点検の実施方法等について

（１）建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式１）により実施し、実施方法は「第２章　建築基準法に基づく点検について」に示す。

（２）他法令に基づく点検の実施方法は、「第３章　他法令に基づく点検について」に示す。

（３）長寿命化点検は、公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する方法で行い、実施方法は、「第４章　長寿命化点検について」に示す。

（４）日常点検は、日常点検票（様式２）を参考様式とし、実施方法は、「第５章　日常点検について」に示す。

５　留意事項

（１）点検に際しては、安全に十分留意すること。

（２）特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第２章　建築基準法に基づく点検について

建築基準法第 12 条第２項及び第４項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

１　対象

点検が義務付けられている建築物の要件は（１）及び（２）である（別紙１「点検対象建築物一覧表」参照)。

（１）建築物

① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの

② 上記①に掲げる用途の建築物のうち、階数が３以上でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超え 200 ㎡以下のもの

③ 事務所等の建築物で階数が３以上でかつ床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの

（２）建築設備等

昇降機及び上記（１）の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

２　実施者

施設管理者の委託等により、有資格者（一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員）が実施する。

なお、別紙１「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設（指定管理施設を除く））で営繕課が必要と認めるものの点検（昇降機点検を除く）については、営繕課が実施する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検（長寿命化対象建築物においては長寿命化点検含む）を実施すること。

３　実施方法

営繕課が実施する点検は建築基準法点検票（様式１）を使用する（点検票の記載方法は記載例による。)。それ以外については、別途任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、当該施設管理者が事前に点検した長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ追記修正等を行う。

４　実施時期

建築物は３年以内ごと、建築設備等は１年以内ごとに実施する。

【外壁の全面調査について】

外壁仕上げ材が**タイル、石貼り及びモルタル等**で施工されている建築物の定期点検において、次の場合は、外壁の全面調査を行うことが義務づけられているため、適切な時期に実施すること。

なお、直近の調査結果を、公共施設・財産マネジメントシステムに登録する。

① 手が届く範囲での打診調査で浮きが確認される等、異常が認められた場合

② 竣工、外壁改修、または全面打診の実施から 10 年を超えて行う最初の定期点検の場合（ただし、3 年以内に改修する場合又は別途歩行者等の安全措置をした場合を除く）

※　平成 20 年 4 月 1 日の建築基準法に基づく告示の改正により規定

※　全面打診調査は外部委託となるため、所管課で予算措置が必要

※　**用途が事務所等の建築物については、階数が 5 以上かつ延べ面積が 1,000 ㎡を超えるものが義務付け対象**

5　点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管するとともに、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

また、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を登録する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映する。

点検結果の登録については次のとおり。

①関連資料をクリック

②調査年度を確認

③調査名を入力「〇年度【施設名】【建物名】建築基準法点検（【建物・設備 or 設備】）」

④追加をクリック

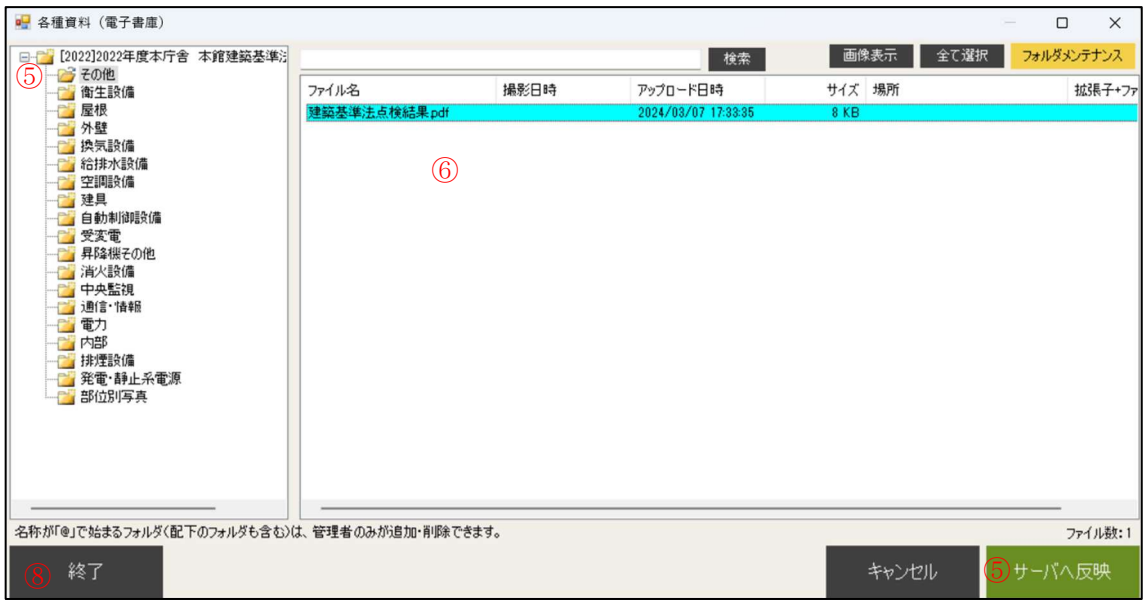

⑤その他をクリック

⑥当該資料をドラッグ＆ドロップ

⑦サーバへ反映をクリック

⑧終了をクリック

完了

第３章　他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

１　対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙２「法令検査点検一覧表」参照）。

２　実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

３　実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙２参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、長寿命化点検結果を基に、建築部位・設備について確認し、必要に応じ点検結果に反映させること。

４　点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告する。

なお、長寿命化点検は、直近の点検結果を反映する。

第４章　長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、長寿命化の対象となる建築部位・設備について、県が管理する施設全体の老朽化状況等を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

１　対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（１）の長寿命化対象建築物のうち、（２）の予防保全・監視保全の建築部位・設備とする（別紙１「点検対象建築物一覧表」参照)。

（１）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造)、鉄筋コンクリート造（RC 造)、鉄骨造（S 造）の施設

② 県民又は職員が常時利用する施設

（２）予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、中央監視装置、空調設備（熱源）

② 監視保全

外部天井、外部建具、自動扉、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

＜参考＞保全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する

２　実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙１「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が建築基準法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の建築基準法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が支援する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、営繕課の支援は、施設管理者が行った長寿命化点検内容の確認等であることから、当該施設管理者は、営繕課が行う建築基準法定点検の前までに必ず長寿命化点検を実施すること。

３　実施時期

毎年度、資産高度利用推進課が別途通知する期日（５月末までの間）までに実施する。

４　長寿命化点検結果の取り扱い

長寿命化点検結果は、資産高度利用推進課が主催する長寿命化点検結果判定会における県施設全体の長寿命化改修の優先順位付けの資料として活用する。

長寿命化改修の優先順位付けは、次の各状況を踏まえ総合的に判断を実施し、また、毎年度の長寿命化点検結果等により見直しを実施するため、建築・部位の劣化状況等の適切な把握に努めること。

＜判断項目＞　耐用年数の経過状況（耐用年数経過率）、劣化状況、不具合の状況（現在の発生状況、過去からの発生頻度等）、過去からの修繕履歴、各点検業者の指摘　等

５　実施方法

（１）点検の準備

点検を行う前に、公共施設・財産マネジメントシステム等から、点検する部位、設備の場所、前年度の劣化状況、修繕工事の実績を確認する。併せて、建築基準法や他法令の点検結果、指摘事項等を確認する。

（２）点検方法

点検は、目視、触診、聴診、臭気、設備の動作確認等で行う。

（３）劣化状況の判定区分

建築部位・設備ごとに実施し、判定は次の３区分とする。

- a 判定：異常がない、または劣化等が多少あるが機能上問題がないもの
- b 判定：劣化等が進行し機能上支障があるもの（改修の検討が必要なもの）
- c 判定：劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修の検討が必要なもの

※　劣化状況による判定がｂ・ｃ判定の場合は、劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を登録すること。

（４）留意事項

- 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある点検口を開けて点検する場合は、設備機器内部の動力機器等に十分注意すること。

・　点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用したりするなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。

・　点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を**長寿命化点検備考**（後述）に記載し、状況のわかる写真を登録すること。

６　点検結果の保管等について

点検結果は、別途指定する期日までに、施設管理者が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する。

なお、指定管理施設においては、指定管理者は点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告し、所管課が公共施設・財産マネジメントシステムに点検結果を記録する。

長寿命化点検結果は、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

点検結果の記録については次のとおり。

６－（１）【当年度点検の追加登録】

①調査年度を確認

②調査名を入力「〇年度【施設名】【建物名】長寿命化点検」

③追加をクリック

④記入者を入力「職　氏名」（指定管理施設の場合は、所管課の担当者）

⑤更新をクリック

完了

６－（２）【点検内容の記載】

①　編集をクリック

②部位大分類から、点検した対象を選択

③更新年度（西暦）

過去に当該部位・設備を更新している場合は、最新の更新年度（西暦）を記載する。

また、今後、更新する予定がある場合、更新予定年度を記載する。

※　修繕工事は更新として扱わないこと。

※　複数ある部位・設備の一部を更新（外部建具、空調設備に限る）をした場合、又は、施設開設後に、新規に設備を設置した場合は、後述の６－（３）【部位設備の追加登録】のとおり項目を追加すること。

④点検方法

点検した方法について、次に該当する項目を選択。

番号	点検方法	該当部位		説明等
		建築	設備	
1	目視のみ（双眼鏡等の使用を含む）	○	○	屋根、屋上防水の目視点検 給排水設備からの水漏れ有無の確認等
2	目視＋触診	○	×	外壁の目視点検および打診棒による触診等
3	作動確認	×	○	空調設備の作動状況確認等
4	聴診、臭気	×	○	設備から異常な振動音がないかの確認、排水管から、下水の匂いがしているかの確認等
5	その他	○	○	専門業者が点検した結果に基づき報告する場合等

※点検方法が複数になる場合は、**本表の下位の番号の点検方法を選択する。**

例（「1：目視のみ」と「4：聴診、臭気」を併せて行った場合は、「4：聴診、臭気」を選択）

⑤長寿命化点検による劣化状況

次の項目で判定し、b・c 判定項目に該当がある場合は、「**長寿命化点検備考**」及び「**専門業者による指摘等**」に劣化等の状況を記載する（後述）。

判定項目		説明等
1．異常なし、問題なし	**a 判定**	・ b、c 判定項目のいずれにも該当しない場合
2．中程度の劣化(ひび割れ等 1 割程度)・異音、異臭、異常振動がある	**b 判定**	・ ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が部分的な場合 ・ シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合 ・ 異音、異臭、異常振動がある場合
3．不具合がある・機能上支障がある		・ 現に不具合、機能上の支障がある場合 ・ 現状、支障等がなくても概ね年 1 回以上の修繕履歴がある場合
4．点検業者等の指摘がある		・ 耐用年数経過等による更新推奨の場合こちらに該当
5．著しい劣化・機能しない	**c 判定**	・ ひび割れ、さび、腐食、変形、白華、浮き、剥離、シートの切れ、シーリング材の欠損その他の損傷が当該部位の全面にわたる、又は部分的に大きなひび割れ等がある場合 ・ 当該設備が作動はしているが機能していない場合
6．雨漏り（剥落がある）・作動しない（頻繁な誤作動がある）		・ 剥落がある：外壁タイルの剥落 ・ 頻繁な誤作動がある：建具・自動扉の場合
7．点検業者等から早急な改善の指摘がある		

※　換気設備：換気扇は対象外

※　排 煙 機：排煙窓は外部建具に記載

※　消火設備：消火器は対象外

※　複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔等）は、備考欄にそれぞれの状況等（冷温水機は不具合が生じ機能を停止している、冷却塔異常なしなど）を記載すること。

※　複数の棟にわたる設備（自動火災報知設備、消火設備、給排水設備（給水ポンプ・給水タンク）等）は、一式として取り扱い、次の棟にのみ記載すること（各棟に記載しないこと）。

また、長寿命化対象外の建物内又は屋外に長寿命化対象の設備がある場合、当該施設の代表的な棟又は一番近い棟に記載し、その旨を備考欄に記載する

(例：機械室に設置、屋外に設置)。

●自 動 火 災 報 知 設 備：受信機がある棟に記載

●給排水ポンプ・タンク：当該ポンプ・タンクがある棟に記載

●消　　火　　設　　備：消火設備用タンク、消火ポンプユニットがある棟に記載

※　法定点検等の点検結果がある場合、その結果も参考とすること。

※　長寿命化改修等、更新予定がある場合も、現在の劣化状況について該当する判定項目を選択し、備考欄に劣化等状況を記載すること（この場合、写真は登録不要)。

※　備考欄の記載については、後述の６－（６）「備考欄記載例」を参照。

※　前年度 b 判定のものは、原則、b 判定（又は c 判定）となることに留意すること（修繕等しないで a 判定にはならない)。

⑥長寿命化点検による判定

建築部位「屋根、外壁、建具」においては、「劣化状況による判定」と**同じ判定**を入力する。（経過年数による評価は考慮しない。）

（例）

仕様による評価	
経過年数による評価	b
劣化状況による判定	a
長寿命化点検による判定	A

設備部位「受変電、非常用発電、交流無停電電源、中央監視装置、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機」においては、「経過年数による評価」と「劣化状況による判定」のうち、**最も悪い判定**を入力する。

（例）

仕様による評価	
経過年数による評価	b
劣化状況による判定	a
長寿命化点検による判定	B

※　経過年数による評価は、登録された設置更新年月から自動で「経過年数÷耐用年数」を計算し、1.2 以上のとき b、その他は a と表示される。耐用年数については、P20 参照。

⑦長寿命化点検備考

劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を具体的に記載する（（６）備考欄記載例を参照)。

※　**設備部位**においては、⑥で**長寿命化点検による判定を B 判定**（「経過年数によ

る評価」b、「劣化状況による判定」a とした場合に限る）とした場合、**長寿命化点検備考に、「経過年数により B 判定」と記載**すること。

※　③で更新予定年度を記載した場合、どの予算で更新する予定か記載すること（例：R2 所属予算で更新予定、R3 長寿命化改修予定）。

※　同一の設備が複数ある場合（例えばエアコン（空気調和機等）等）は、系統が分かるようにすること。

⑧専門業者による指摘等

⑤で「点検業者等の指摘がある」「点検業者等から早急な改善の指摘がある」を選択した場合、指摘の内容を記載（指摘内容部分を転記）し、対応状況を記載する。

※　同一の指摘が複数回ある場合、時系列で分かるように記載すること。

※　該当する点検結果を関連資料に登録すること（PDF ファイル）（後述の６－（５）**【業者見積書等の関連資料の登録】**を参照。）

６－（３）【部位・設備の追加登録】

複数ある部位・設備の一部を更新（建具、空調設備に限る）をしている場合、または、新規に設備を設置した場合は、次のとおり点検の部位項目を追加すること。

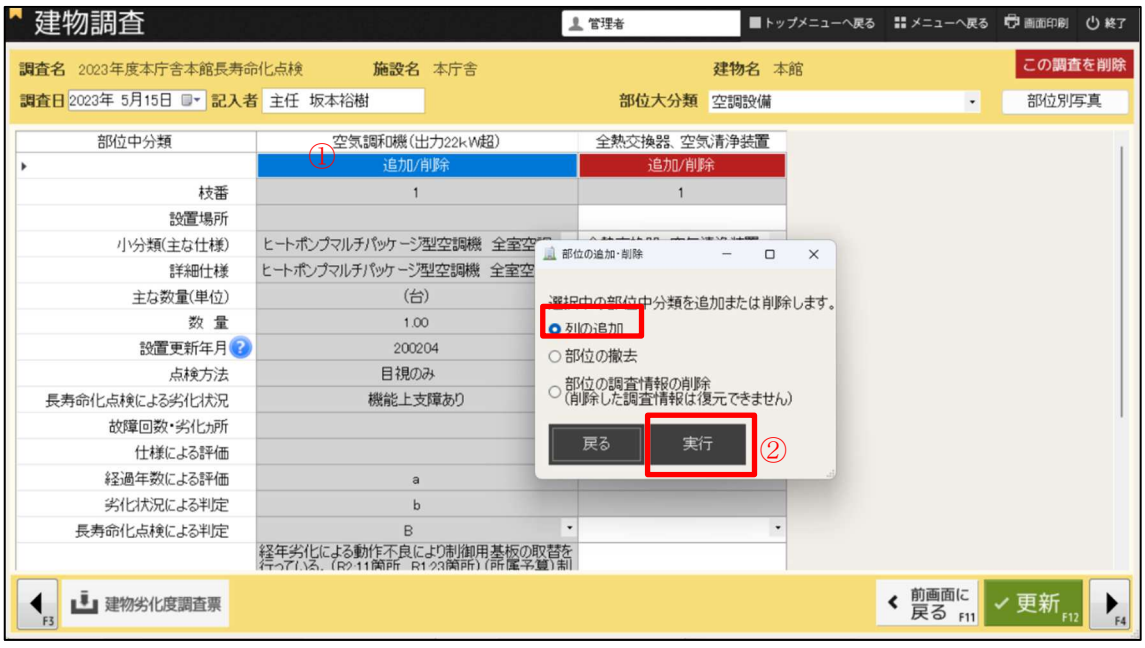

①該当する中分類の追加/削除をクリック。（※）

②　列の追加を選択し実行をクリック。

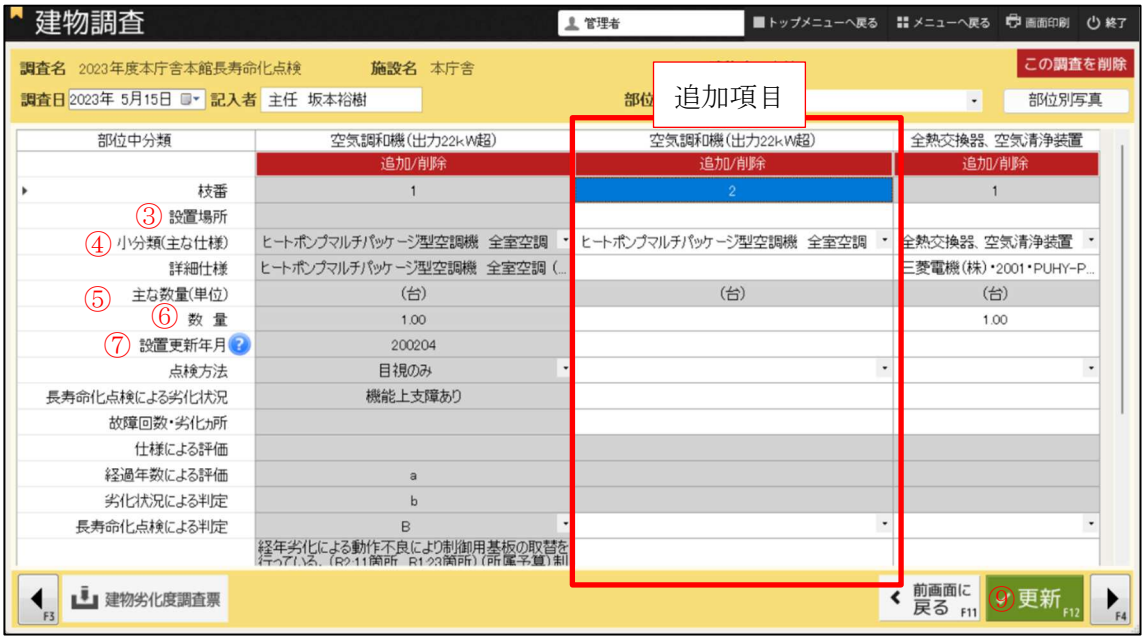

③設置場所（更新した場所）を記入（主に部屋名を記入、複数の場合もその全てを記入）

④小分類を選択（※）

⑤詳細仕様に設備機器の場合はメーカー名等を記入（例：(株)日立空調ｼｽﾃﾑ　　室内機(RP-P280CP)室外機(RAS-P280CHV)　・2004・3 相 200V 7.5kw）

⑥数量を記入

⑦更新年月に工事完成検査日時点の年月を記入

⑧他は６－（２）【点検内容の記載】④～⑧に基づき記入。

⑨更新をクリック

完了

※該当する部位中分類、小分類が存在しない場合は、資産高度利用推進課へ問合せること。

６－（４）【写真の登録】

「劣化状況による判定」がｂ・ｃ判定の場合は、状況の分かる写真を登録する。

※　写真ごとに具体的な説明（どの部位・設備のどの部分の写真か等）を記載すること。

※　写真は部位・設備ごとに、近景（支障等の箇所）・遠景（全景が分かるように）を必ず登録し、状況説明に足りる枚数を登録すること。必要に応じ、写真位置図（立面図（外壁）に写真の箇所を示す等）を関連資料に登録すること。

※　建具については、支障等のある箇所すべてについて写真を登録すること（代表的な写真としないこと）。

※　設備は、必ず銘板（平板に銘柄（仕様）を表示したもの）の写真を登録すること（確認できる場合）。

①写真保存「選択」をクリック

②現況写真部位から該当する部位を選択

③当該写真をドラッグ＆ドロップ

④更新をクリック

⑤現況写真集「編集」をクリック

⑥写真の状況説明を入力

⑦更新をクリック

完了

６－（５）【業者見積書等の関連資料の登録】

点検時点の業者見積書、判定時参考とした資料等を関連資料に登録すること。

※　業者見積書は、点検結果を取りまとめ後開催される長寿命化点検結果判定会で最終的にＢ・Ｃ判定が確定された場合、翌年度以降の予算要求に係る営繕見積の参考とするため、又は、当年度の長寿命化予算での緊急対応を検討するために限られた期間の中で取得を依頼することになる。

このため、明らかに長寿命化改修が必要と思われる場合、緊急対応を要する（したい）場合等については、予め業者見積書を取得しておくこと。

なお、見積書の作成を業者に依頼する際は、必ずしも受発注を確約するものでないことを伝え、トラブルにならないようご注意ください。

①関連資料「未登録」をクリック

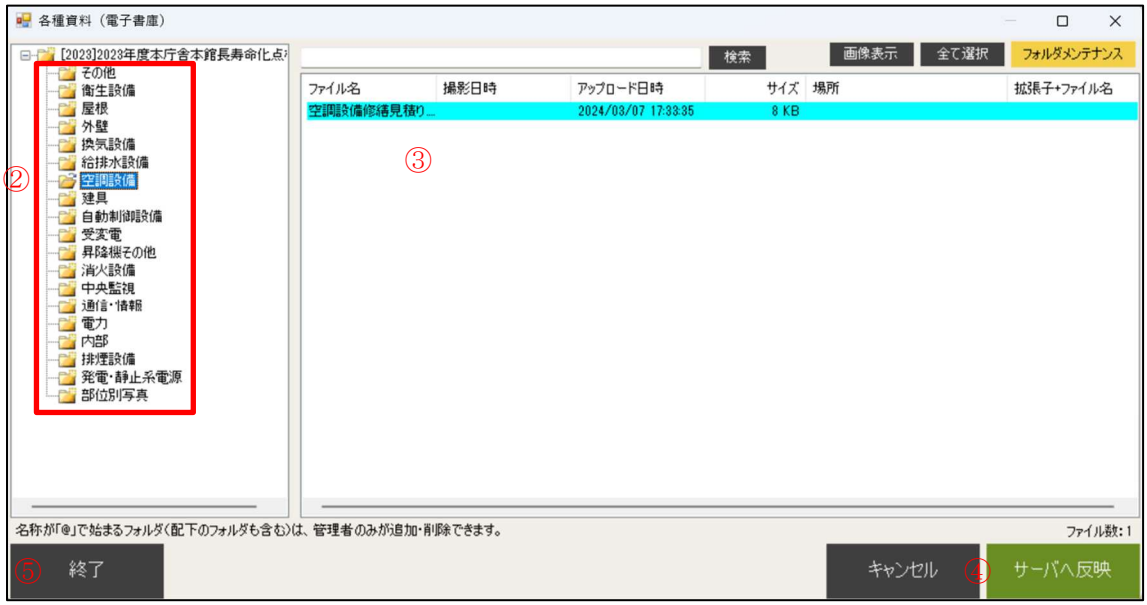

②該当する項目をクリック

③当該資料をドラッグ＆ドロップ

④サーバへ反映をクリック

⑤終了をクリック

完了

６－（６）備考欄記載例

次に、各部位毎、判定毎の主な記載例を示す。ただし、資産高度利用推進課が主催する長寿命化点検結果判定会で判定する際に、備考欄以外の情報も含め総合的に判断するため、最終的な判定結果は異なる場合がある。

【長寿命化点検備考】：劣化の状況、不具合の状況、場所、頻度、数量、対応状況（修繕履歴（予定を含む））等を記載

●屋根

（B判定）

- シート防水の重ね部分に剥がれがある。めくると1cmくらいのはがれで、それ以降は、接着されている。
- 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

（C判定）

- アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。
- 押さえコンクリートのはく離が多数あり、大部分のシーリングが浮き上がっており、草が生えている箇所も多く、雨漏りの危険性がある。
- シート防水にひび割れや剥離が多数あり、３階会議室天井から頻繁に雨漏りしている。
- 大雨時、１階給湯室及びエントランスホールの天井２箇所から雨漏りが発生す

る。平成25・26年度に同じ場所を修繕したが、昨年度から雨漏りが再発した。

●外壁

（B判定）

・　外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

・　外壁南面の複数個所に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。

（C判定）

・　西側の外壁にひび割れがあり、壁側の１階事務室の天井に雨漏りの跡がある。今年度、長寿命化改修を実施する予定。

・　外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

・　外壁全面に、ひび割れ・白華・シーリングが切れている箇所がある。

●外部建具

（B判定）

・金属ドアにさびがある。開閉は可能

・木製建具が一部腐朽している。開閉は可能

（C判定）

・　シャッターが上下出来ないことが週に１回あり、その都度修繕しているが、改善されない。

・　２階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。

・　本館入口の自動扉がセンサーの作動不良により頻繁に誤作動する。

●設備

（B判定）

・　１階機械室の受変電設備から異音がする。

・　１階ボイラー室のボイラーの排気ガスが、通常と異なる匂いがする。

・　２階機械室のエアハンドリングユニットの駆動モーターから異常振動がする。

・　事務室の自動制御設備が故障し遠隔操作（確認）ができないため、この１ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。

・　トイレに使用している井水の揚水ポンプ（給水）が作動していない。今のところ自噴しているため影響はないが、枯渇した場合はトイレが使用できなくなるため更新が必要である。

（C判定）

・　２階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に３度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。

・　非常用発電機の自動起動装置が故障しており、停電時に起動しないため、早急に修繕する必要がある。

・　１階トイレの手洗いから毎朝薄い赤水が出る。時折、濃い赤水が出ることもある。昨年、一部給水管の取替工事をしたものの、未だ改善されないので使用中止している。

【専門業者による指摘等】：点検業者等の指摘の内容（指摘内容部分を転記）及び対応状況を記載

（B判定）

- H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を勧められた。
- R1.7の保守点検時に、部品が製造中止となっているため更新を勧められた。
- H30.8の法定点検時に、高圧受変電設備が50年以上経過しており、いつ故障するかわからない状況であることから、更新を勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- H30.11の法定点検時に、無停電電源装置が11年が経過し、蓄電池の電気容量が低下しており、停電時に機能しないおそれがあると指摘された。今年度施設予算で修繕を予定している。
- H30.8の保守点検時に、冷温水発生機の経年劣化が見受けられることから更新又は分解点検（オーバーホール）を勧められた。
- R1.5のエアコンの保守点検時に、冷媒として使用されているフロンガス（R22）がR2年で全廃となり、それ以降は修理できないため、更新が必要と指摘された。

（C判定）

- H30.9の法定点検時に、高圧受変電設備の絶縁低下による動作不良により火災発生のおそれがあるため、更新を勧められた。
- H30.7 の法定点検時に、高圧受変電設備でトランス部分に PCB が使用されていることから、処理期限の R9.3.31 までに更新する必要があると指摘された。このため施設予算にて、来年度更新を予定している。（※）
- H30.10の法定点検時に、非常用発電設備のエンジンのピストン部分の摩耗によるオイル漏れのため、分解点検（オーバーホール）の必要があると指摘されたが未対応。
- H30.4の給水ポンプの保守点検時に、経年劣化により水圧不足が指摘され、更新を強く勧められた。今年度長寿命化改修工事を予定している。
- １階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。
- 今年度の浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるが、修繕が困難であり、更新の必要性を強く指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している（今年度施設予算で修繕予定）。

※　PCB のみの指摘であれば、各施設で対応すること。その他不具合箇所が指摘されていれば、備考に PCB の指摘も併せて記載すること。

＜参考＞建物部位・設備ごとの耐用年数表

工事種別	区分	種別・内容		計画保全		事後保全	目標使用年数
				予防保全	監視保全		
建築	屋根	屋根防水＋押さえコン	アスファルト防水	○			30
		シート系防水		○			20
		屋根長尺金属板	金属板葺き	○			30
		その他	スレート・かわら他	○			20
	外壁	壁ータイル		○			80
		外壁仕上塗材	複層仕上塗材	○			15
		金属板その他		○			40
		外部天井			○		20
		シーリング		○			15
	建具	外部建具	外部アルミニウム建具、外部鋼製建具等		○		40
		内部建具	内部鋼製建具、木製建具			○	30
		自動扉	ステンレス製自動両開扉		○		80
		ステンレス製建具	ステンレス製建具、鋼製シャッター			○	80
	内部	内部仕上等	床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、内部雑物			○	30
電気設備	受変電	高圧	高圧受変電	○			30
	発電・静止形電源	非常用発電	自家発電装置、ディーゼル機関など	○			30
		交流無停電電源	無停電電源装置	○			20
		太陽光発電				○	25
	電力	電力	配管配線等			○	30
		電線類	配線			○	30
		制御盤、分電盤、OA盤				○	25
		蛍光灯、他	FL電球、Hf電球、LED			○	20
			非常灯			○	20
			誘導灯			○	20
	中央監視	中央監視	中央監視装置	○			15
	通信・情報	LAN、電話、表示、映像、防犯等	電話交換機			○	20
			情報・出退表示装置			○	20
			放送（アンプ）			○	20
			時計設備			○	20
			配管配線等			○	20
		通信・情報（防災）	自動火災報知		○		20
機械設備	空調設備	温熱源	ボイラー	○			15
		冷熱源	吸収式冷温水機、冷凍機、冷却塔	○			20
		空気調和機	パッケージ型、ユニット型、FCU		○		20
		空気調和機（出力22kw以下）	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機		○		15
		空気調和機（出力22kw超）	ヒートポンプマルチパッケージ型空調機　全室空調		○		20
		全熱交換器、空気清浄装置			○		20
		ポンプ、タンク、ダクト、配管			○		20
	換気設備	換気設備	送風機・ダクト		○		30
	排煙設備	排煙設備	排煙機		○		25
	自動制御設備	自動制御			○		15
	給排水設備	給排水	ポンプ、タンク、給湯用ボイラー、排水等		○		30
	衛生設備	衛生器具、他				○	30
	消火設備	消火設備一式			○		30
	昇降機その他	エレベーター			○		30
	その他	舞台装置	体育館			○	30

第５章　日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

長寿命化改修等の実施を含め、適正な施設管理のためには施設（建築部位・設備）の状況把握や対応状況の蓄積（記録）が必要不可欠であることから、日常的に点検等を実施すること。

１　対象

すべての建築物

２　実施方法及び時期

様式１及び日常点検票（様式２）を参考に、日常的に行う。

３　点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
1	県民文化ホール	1	山梨県県民文化ホール会館	○	○	
2	富士山世界遺産センター	4	富士山世界遺産センター北館	○	○	
2	富士山世界遺産センター	1	富士山世界遺産センター南館	○	○	
3	リニア見学センター	1	リニア見学センターわくわくやまなし館		○	
3	リニア見学センター	2	リニア見学センターどきどきリニア館		○	
4	図書館	2	県立図書館	○	○	
4	図書館	10	県立図書館（駐車場）		○	
5	八ケ岳少年自然の家	1	管理棟	○	○	
5	八ケ岳少年自然の家	2	宿泊棟	○	○	
5	八ケ岳少年自然の家	3	観測棟	○		
5	八ケ岳少年自然の家	5	屋内体育館	○	○	
5	八ケ岳少年自然の家	6	キャンプセンター	○		
5	八ケ岳少年自然の家	21	研修棟	○	○	
7	科学館	1	科学館	○	○	
9	山梨ことぶき勧学院	1	山梨ことぶき勧学院校舎	○		
10	博物館	1	県立博物館	○	○	
11	美術館	1	県立美術館・本館	○	○	
11	美術館	7	増築棟	○	○	
12	考古博物館	1	山梨県立考古博物館	○	○	
13	文学館	1	県立文学館・本館	○	○	
16	八代射撃場	1	県営八代射撃場　管理棟	○	○	
16	八代射撃場	2	県営八代射撃場　スモールボアライフル射場	○	○	
16	八代射撃場	3	県営八代射撃場　エアライフル射場	○	○	
603	やまなしパラスポーツセンター	1	やまなしパラスポーツセンター		○	
18	青少年センター	1	青少年センター本館		○	
18	青少年センター	6	青少年センター本館	○	○	
18	青少年センター	1	青少年センター別館		○	
19	アイメッセ山梨	4	管理棟	○	○	
19	アイメッセ山梨	5	展示棟	○	○	
20	産業技術短期大学校	5	南エリア　講義棟（２号館）	○		
20	産業技術短期大学校	1	北エリア　実験・実習棟（Ｃ棟）	○		
20	産業技術短期大学校	2	北エリア　体育館	○	○	○
20	産業技術短期大学校	3	附属棟（給水ポンプ）	●		

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
20	産業技術短期大学校	11	南エリア　本部・講義棟（１号館）	○		
20	産業技術短期大学校	27	南エリア　実験棟（Ａ棟）	○		
20	産業技術短期大学校	31	ポンプ室（給水ポンプ）	●		
20	産業技術短期大学校	33	南エリア　実習棟（Ｂ棟）	○		
20	産業技術短期大学校	1	都留キャンパス校舎	○		
21	峡南高等技術専門校	2	電気システム科実習棟	○		
21	峡南高等技術専門校	8	自動車整備科実習棟及び洗車場棟	○		
21	峡南高等技術専門校	12	第２実習棟	○		
21	峡南高等技術専門校	19	高圧実習棟	○		
21	峡南高等技術専門校	20	本館	○		
22	就業支援センター	2	本館	○		
23	中小企業人材開発センター	3	中小企業人材開発センター本館	○	○	
23	中小企業人材開発センター	4	中小企業人材開発センター実習棟	○		
28	北岳山荘　（南アルプス市貸付）	1	北岳山荘		○	
29	富士北麓駐車場	1	インフォメーションセンター	○		
40	富士湧水の里水族館	1	淡水魚展示施設	○	○	
40	富士湧水の里水族館	2	淡水魚展示施設付属電気室（受変電・非常用電源）	●		
41	フラワーセンター	1	管理舎	○		
41	フラワーセンター	7	フラワーマーケット棟	○	○	
41	フラワーセンター	8	フラワー工房棟	○	○	
41	フラワーセンター	9	レストラン棟	○	○	
41	フラワーセンター	10	事務所棟	○	○	
41	フラワーセンター	11	展望棟	○	○	
42	まきば公園	4	畜産資料展示施設棟	○	○	
43	北杜高等学校	1	校舎棟	○	○	
43	北杜高等学校	2	屋内運動場棟	○	○	
43	北杜高等学校	23	農場職員室棟	○	○	
44	韮崎高等学校	14	定時制校舎	○	○	
44	韮崎高等学校	15	北館（特別教室棟）	○	○	
44	韮崎高等学校	30	屋内運動場	○	○	
44	韮崎高等学校	31	校舎	○	○	
45	韮崎工業高等学校	36	Ｃ館（特別教室・実習棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	49	Ａ館（電気科・情報技術科・制御工学科実習棟）	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
45	韮崎工業高等学校	51	Ｂ館（電子機械科実習棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	63	家庭科実習棟	○	○	
45	韮崎工業高等学校	67	Ｄ館（環境化学科実習棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	68	本館（管理･普通･特別教室棟）	○	○	
45	韮崎工業高等学校	70	屋内運動場	○	○	
46	甲府第一高等学校	45	屋内運動場	○	○	
46	甲府第一高等学校	46	校舎棟	○	○	
47	甲府西高等学校	1	本館棟	○	○	
47	甲府西高等学校	2	音楽美術棟	○	○	
47	甲府西高等学校	3	体育館棟	○	○	
47	甲府西高等学校	4	格技棟	○	○	
47	甲府西高等学校	5	南館	○	○	
48	甲府南高等学校	49	管理･普通教室棟	○	○	
48	甲府南高等学校	50	特別教室棟	○	○	
48	甲府南高等学校	55	屋内運動場	○	○	
49	甲府東高等学校	1	校舎	○	○	
49	甲府東高等学校	2	体育館	○	○	
49	甲府東高等学校	15	管理棟及び普通教室棟	○	○	
49	甲府東高等学校	17	特別教室棟（芸術棟）	○	○	
49	甲府東高等学校	18	格技場	○	○	
50	甲府工業高等学校	42	校舎（管理教室棟、実習棟１．２）	○	○	
50	甲府工業高等学校	43	屋内運動場	○	○	
50	甲府工業高等学校	61	甲府工業高校専攻科校舎	○	○	
51	甲府城西高等学校	18	実習棟（６号館）	○	○	
51	甲府城西高等学校	27	実習棟（３号館）	○	○	
51	甲府城西高等学校	30	実習棟（２号館）	○	○	
51	甲府城西高等学校	37	校舎	○	○	
51	甲府城西高等学校	41	屋内運動場	○	○	
52	甲府昭和高等学校	1	管理棟	○	○	
52	甲府昭和高等学校	2	普通教室棟（南館）	○	○	
52	甲府昭和高等学校	3	屋内運動場	○	○	
52	甲府昭和高等学校	4	格技場	○	○	
52	甲府昭和高等学校	13	普通教室棟（北館）	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
52	甲府昭和高等学校	14	特別教室棟	○	○	
53	農林高等学校	36	農業土木科特別教室	○	○	
53	農林高等学校	40	造園科特別教室	○	○	
53	農林高等学校	44	新本館第３期分	○	○	
53	農林高等学校	49	生活科棟	○	○	
53	農林高等学校	50	林業科棟	○	○	
53	農林高等学校	53	特別教室棟	○	○	
53	農林高等学校	57	食品化学棟	○	○	
53	農林高等学校	58	育林実習棟	○	○	
53	農林高等学校	69	農業科．園芸科実習棟	○	○	
53	農林高等学校	106	屋内運動場	○	○	
53	農林高等学校	111	普通･特別教室棟	○	○	
54	巨摩高等学校	21	二号館	○	○	
54	巨摩高等学校	22	昇降口	○	○	
54	巨摩高等学校	26	三号館東	○	○	
54	巨摩高等学校	27	三号館西	○	○	
54	巨摩高等学校	28	芸術棟（特別教室）	○	○	
54	巨摩高等学校	39	屋内運動場	○	○	
54	巨摩高等学校	42	校舎	○	○	
55	白根高等学校	1	管理普通教室棟	○	○	
55	白根高等学校	2	格技場	○	○	
55	白根高等学校	3	屋内運動場	○	○	
55	白根高等学校	13	特別教室棟	○	○	
582	青洲高等学校	1	本館･実習棟１･渡り廊下（６）	○	○	
582	青洲高等学校	2	実習棟２	○	○	
582	青洲高等学校	16	屋内運動場	○	○	
59	身延高等学校	7	災害復旧校舎（Ｂ館）	○	○	
59	身延高等学校	34	校舎　Ｃ館	○	○	
59	身延高等学校	38	Ｂ館	○	○	
59	身延高等学校	43	屋内運動場	○	○	
59	身延高等学校	45	管理棟	○	○	
59	身延高等学校	53	多目的室内練習場	○	○	
60	笛吹高等学校	1	校舎（本館･中館･南館）	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
60	笛吹高等学校	2	屋内運動場	○	○	
60	笛吹高等学校	9	環境・緑地系列実習棟（旧普通教室棟　北館）	○	○	
60	笛吹高等学校	29	園芸棟（園芸科管理棟）	○	○	
60	笛吹高等学校	30	園芸・農土実験室	○	○	
60	笛吹高等学校	37	農場管理実習棟	○	○	
61	日川高等学校	24	格技場	○	○	
61	日川高等学校	35	トレーニングセンター	○	○	
61	日川高等学校	43	家庭科教室棟	○	○	
61	日川高等学校	53	屋内運動場	○	○	
61	日川高等学校	56	管理・普通教室棟	○	○	
61	日川高等学校	57	特別教室棟	○	○	
62	山梨高等学校	10	校舎（中館）	○	○	
62	山梨高等学校	12	校舎（南館）	○	○	
62	山梨高等学校	13	校舎（北館）	○	○	
62	山梨高等学校	16	昇降所	○	○	
62	山梨高等学校	47	屋内運動場	○	○	
63	塩山高等学校	2	屋内運動場	○	○	
63	塩山高等学校	7	管理棟	○	○	
63	塩山高等学校	8	情報処理棟	○	○	
63	塩山高等学校	9	普通教室棟	○	○	
63	塩山高等学校	10	特別教室棟	○	○	
64	都留高等学校	12	南館	○	○	
64	都留高等学校	13	中館	○	○	
64	都留高等学校	17	北館	○	○	
64	都留高等学校	19	南館－中館昇降所	○	○	
64	都留高等学校	28	屋内運動場	○	○	
65	上野原高等学校	1	南館校舎	○	○	
65	上野原高等学校	2	昇降所	○	○	
65	上野原高等学校	7	体育館	○	○	
65	上野原高等学校	8	格技場	○	○	
65	上野原高等学校	14	北館校舎	○	○	
65	上野原高等学校	16	管理棟	○	○	
66	都留興譲館高等学校	9	屋内運動場	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
66	都留興譲館高等学校	1	教室棟	○	○	
66	都留興譲館高等学校	25	実習棟	○	○	
67	吉田高等学校	32	体育館	○	○	
67	吉田高等学校	41	管理・特別教室棟(北館)	○	○	
67	吉田高等学校	42	普通・特別教室棟(南館・中館)	○	○	
68	富士北稜高等学校	34	３号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	35	４号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	42	家庭科実習棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	48	体育館	○	○	
68	富士北稜高等学校	1	２号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	2	１号棟	○	○	
68	富士北稜高等学校	3	第二屋内運動場	○	○	
69	富士河口湖高等学校	7	普通教室（Ｂ棟）	○	○	
69	富士河口湖高等学校	8	特別教室（Ｄ棟）	○	○	
69	富士河口湖高等学校	9	屋内体育館	○	○	
69	富士河口湖高等学校	11	普通教室（Ａ棟）	○	○	
69	富士河口湖高等学校	12	特別教室（Ｃ棟）	○	○	
69	富士河口湖高等学校	16	昇降口．渡廊下（管理棟～Ａ棟）	○	○	
69	富士河口湖高等学校	17	管理棟	○	○	
69	富士河口湖高等学校	18	格技場	○	○	
70	中央高等学校	16	屋内運動場	○	○	
70	中央高等学校	13	中央高校（管理・特別・普通教室棟）	○	○	
71	ひばりが丘高等学校	26	体育館	○	○	
71	ひばりが丘高等学校	28	校舎	○	○	
72	盲学校	19	校舎(北館・中館・南館)	○	○	
72	盲学校	21	屋内運動場	○	○	
73	ろう学校	1	校舎	○	○	
73	ろう学校	5	屋内運動場	○	○	
73	ろう学校	10	寄宿舎	○	○	
74	甲府支援学校	11	屋内運動場及びボイラー室	○	○	
74	甲府支援学校	12	訓練棟	○	○	
74	甲府支援学校	13	管理棟	○	○	
74	甲府支援学校	22	盲学校・甲府支援学校寄宿舎棟	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
74	甲府支援学校	24	校舎	○	○	
75	あけぼの支援学校	1	管理棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	2	小学部棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	3	中高校棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	4	重度棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	11	屋内体育館	○	○	
75	あけぼの支援学校	13	特別教室棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	14	校舎６号館	○	○	
75	あけぼの支援学校	16	重度心身障害児教室	○	○	
75	あけぼの支援学校	22	プール棟	○	○	
75	あけぼの支援学校	24	管理棟昇降口	○	○	
76	わかば支援学校	46	高等部棟	○	○	
76	わかば支援学校	47	特別教室棟B	○	○	
76	わかば支援学校	48	中学部棟	○	○	
76	わかば支援学校	50	寄宿舎棟	○	○	
76	わかば支援学校	51	特別教室棟A	○	○	
76	わかば支援学校	53	屋内運動場	○	○	
76	わかば支援学校	54	管理棟	○	○	
76	わかば支援学校	55	小学部棟Ａ	○	○	
76	わかば支援学校	56	小学部棟Ｂ	○	○	
77	わかば支援学校ふじかわ分校	1	校舎	○	○	
78	やまびこ支援学校	27	管理棟	○	○	
78	やまびこ支援学校	36	屋内運動場	○	○	
78	やまびこ支援学校	31	小学部棟		○	
78	やまびこ支援学校	32	中学部棟		○	
78	やまびこ支援学校	33	高等部棟		○	
78	やまびこ支援学校	34	特別教室棟		○	
78	やまびこ支援学校	35	寄宿舎・食堂棟		○	
78	やまびこ支援学校	37	渡り廊下		○	
79	富士見支援学校	3	富士見支援学校校舎改築（一部・連絡通路）	○	○	
80	富士見支援旭分校	1	富士見支援学校旭分校校舎	○	○	
81	ふじざくら支援学校	1	校舎	○	○	
81	ふじざくら支援学校	2	屋内運動場	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
82	かえで支援学校	1	校舎棟	○	○	
82	かえで支援学校	4	屋内運動場	○	○	
82	かえで支援学校	5	プール棟（給水ポンプ）	●	○	
82	かえで支援学校	9	高等部普通教室棟	○	○	
82	かえで支援学校	10	管理棟	○	○	
82	かえで支援学校	13	小学部棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	21	特別教室棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	23	実習棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	31	普通教室棟（渡り廊下含む）	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	33	管理棟	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	43	寄宿舎	○	○	
83	高等支援学校桃花台学園	44	屋内運動場	○	○	
581	うぐいすの杜学園	2	普通教室棟	○	○	
581	うぐいすの杜学園	3	特別教室棟（理科・図工・技術室）		○	
581	うぐいすの杜学園	4	特別教室棟（家庭科室）		○	
581	うぐいすの杜学園	5	渡り廊下		○	
581	うぐいすの杜学園	6	特別教室棟（図書・メディアルーム）		○	
581	うぐいすの杜学園	7	特別教室棟（音楽室）		○	
581	うぐいすの杜学園	8	屋内運動場	○	○	
85	農林大学校	21	農林大学校校舎	○	○	○
85	農林大学校	25	農林大学校　体育館	○	○	○
85	農林大学校	34	農林大学校本館	○	○	○
86	総合教育センター	1	本館	○	○	
86	総合教育センター	3	別館（Ａ棟）	○	○	
86	総合教育センター	4	特別支援教育棟（Ｂ棟）	○		
86	総合教育センター	10	情報教育棟	○	○	
88	青い鳥老人ホーム	1	老人ホーム	○	○	
91	育精福祉センター	16	育精福祉センター居住棟		○	
91	育精福祉センター	17	育精福祉センター作業棟		○	
91	育精福祉センター	32	育精福祉センター精神薄弱者重度更生施設		○	
91	育精福祉センター	33	育精福祉センター作業訓練棟		○	
91	育精福祉センター	42	エネルギー棟	○	○	
91	育精福祉センター	44	渡り廊下		○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
91	育精福祉センター	45	児童重度棟	○	○	
91	育精福祉センター	46	管理・療育棟	○	○	
91	育精福祉センター	47	ホール棟	○	○	
91	育精福祉センター	49	児童一般棟	○	○	
92	育精福祉センター成人寮	41	成人最重度棟	○	○	
92	育精福祉センター成人寮	48	成人重度棟	○	○	
93	あけぼの医療福祉センター成人寮	21	肢体不自由者更生施設棟	○	○	
95	あけぼの医療福祉センター	2	みだい体育センター（勤労身体障害者施設）	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	19	重症心身障害児施設棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	20	肢体不自由児施設棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	26	医療・管理棟	○	○	○
95	あけぼの医療福祉センター	1	富士・東部リハビリテーション病院診療所	○	○	
96	富士ふれあいセンター	1	ふれあいセンター	○	○	○
96	富士ふれあいセンター	6	機械棟		○	○
97	甲陽学園	18	甲陽学園むつみ寮（男子寮）	○	○	○
97	甲陽学園	19	甲陽学園本館	○	○	○
97	甲陽学園	21	体育館	○	○	○
97	甲陽学園	23	ますみ寮（女子寮）	○	○	○
97	甲陽学園	24	のぞみ寮（個別支援寮）	○		
190	男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）	1	ぴゅあ総合　本館	○	○	
191	消防学校	11	教育管理棟	○	○	○
191	消防学校	12	宿泊棟	○	○	○
191	消防学校	14	車庫棟		○	○
192	防災安全センター	1	山梨県防災安全センター	○	○	
195	八ヶ岳自然ふれあいセンター	1	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター	○	○	
579	やまなし地域づくり交流センター	1	やまなし地域づくり交流センター	○	○	
604	山梨県立スタートアップ支援センター	1	山梨県立スタートアップ支援センター		○	
196	本庁舎	1	県議会議事堂	○	○	
196	本庁舎	1	本館	○	○	
196	本庁舎	1	北口大型車車庫		○	
196	本庁舎	2	別館	○	○	
196	本庁舎	1	県庁西立体駐車場		○	
196	本庁舎	14	北別館	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
196	本庁舎	25	防災新館	○	○	
196	本庁舎	27	県議会委員会室棟	○	●	
197	西八代合同庁舎	1	西八代合同庁舎（庁舎本館）	○	○	○
197	西八代合同庁舎	2	西八代合同庁舎（車庫及び倉庫）		○	○
198	南巨摩合同庁舎	1	南巨摩合同庁舎本館	○	○	○
198	南巨摩合同庁舎	2	南巨摩合同庁舎試験棟及び車庫		○	○
198	南巨摩合同庁舎	3	南巨摩合同庁舎車庫		○	○
199	南都留合同庁舎	1	南都留合同庁舎 庁舎棟	○	○	○
199	南都留合同庁舎	6	南都留合同庁舎 立体駐車場		○	○
200	北巨摩合同庁舎	1	北巨摩合同庁舎　本館	○	○	○
200	北巨摩合同庁舎	2	北巨摩合同庁舎　倉庫棟		○	○
200	北巨摩合同庁舎	3	北巨摩合同庁舎　車庫棟Ｂ		○	○
200	北巨摩合同庁舎	4	北巨摩合同庁舎　車庫棟Ｃ		○	○
200	北巨摩合同庁舎	8	北巨摩合同庁舎　別館棟	○		○
200	北巨摩合同庁舎	9	車庫棟Ａ		○	○
201	東山梨合同庁舎	1	東山梨合同庁舎　本館	○	○	○
201	東山梨合同庁舎	2	東山梨合同庁舎　倉庫		○	○
201	東山梨合同庁舎	3	東山梨合同庁舎　車庫		○	○
205	東八代合同庁舎	1	東八代合同庁舎本館	○	○	○
205	東八代合同庁舎	2	東八代合同庁舎車庫及び資材庫		○	○
206	自動車税部庁舎	1	本館（南館）	○		
206	自動車税部庁舎	3	新館（北館）	○		
208	富士吉田合同庁舎	1	富士吉田合同庁舎	○	○	○
208	富士吉田合同庁舎	2	倉庫・車庫棟		○	○
209	都留児童相談所	1	都留児童相談所	○	○	○
210	福祉プラザ	1	山梨県福祉プラザ	○	○	○
211	動物愛護指導センター	7	事務所（本館棟）	○		
577	子どものこころサポートプラザ	1	子どものこころサポートプラザ　本館棟	○	○	
577	子どものこころサポートプラザ	2	こころの発達総合支援センター　プレイルーム棟等		○	
577	子どものこころサポートプラザ	3	子ども心理生活エリア棟		○	
212	中北建設事務所	2	中北建設事務所本館	○		○
212	中北建設事務所	8	中北建設事務所車庫		○	○
212	中北建設事務所	11	中北建設事務所グレーダー車庫		○	○

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
213	峡南建設事務所身延支所	1	本館	○		○
214	新環状道路建設事務所	1	本館	○	○	○
214	新環状道路建設事務所	3	車庫		○	○
215	富士・東部建設事務所	1	富士・東部建設事務所	○	○	○
218	衛生環境研究所	1	衛生環境研究所本館	○	○	
218	衛生環境研究所	2	衛生環境研究所検査棟		○	
219	食肉衛生検査所	5	食肉衛生検査所本館	○	○	
219	食肉衛生検査所	6	食肉衛生検査所機械室及び動物舎	●		
222	森林総合研究所	1	管理棟	○		
222	森林総合研究所	2	研究棟	○		
222	森林総合研究所	4	公用車車庫、機械室（給水ポンプ）	●	○	○
227	富士技術支援センター	1	富士工業技術センター庁舎	○		
227	富士技術支援センター	12	富士技術支援センター　研究開発支援棟	○		
228	甲府技術支援センター（ワイン技術部）	1	ワインセンター本館	○	●	
229	甲府技術支援センター	1	甲府技術支援センター　デザインセンター	○	○	
229	甲府技術支援センター	2	甲府技術支援センター　研究管理棟	○	○	
229	甲府技術支援センター	3	甲府技術支援センター　実験棟	○	○	
229	甲府技術支援センター	11	イノベーション支援棟	○	○	
230	水産技術センター	1	水産技術センター忍野支所　管理棟	○		
230	水産技術センター	1	水産技術センター　本館	○		
230	水産技術センター	1	水産技術センター　職員宿舎		○	○
231	総合農業技術センター（甲斐市）	45	本館	○		
231	総合農業技術センター（甲斐市）	6	車庫		○	○
596	総合農業技術センター（北杜市高根町）	1	八ヶ岳試験地　管理棟	○		
597	総合農業技術センター（北杜市明野町）	1	果樹試験明野試験地棟	○		
597	総合農業技術センター（北杜市明野町）	1	高冷地野菜・花き振興センター棟	○		
232	果樹試験場	18	果樹試験場本館	○		
232	果樹試験場	20	醸造棟	○		
233	畜産酪農技術センター長坂支所	34	酪農試験場　本館	○		
233	畜産酪農技術センター長坂支所	36	酪農試験場　格納庫・車庫（受変電・非常用発電）	●	○	○
233	畜産酪農技術センター長坂支所	47	バイオテクノロジー研究棟	○		
234	畜産酪農技術センター	1	管理棟	○		
234	畜産酪農技術センター	47	管理棟（小）	○		

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
235	東部家畜保健衛生所	1	東部家畜保健衛生所本館	○		
235	東部家畜保健衛生所	5	東部家畜保健衛生所検査棟	○		
236	八ヶ岳牧場	1	八ヶ岳牧場看視舎	○		
238	富士山科学研究所	1	富士山科学研究所本館棟	○	○	
238	富士山科学研究所	2	富士山科学研究所研究棟	○	○	
247	本部分庁舎	1	本部分庁舎（旧交通部）	○	○	
248	ヘリポート	1	ヘリポート（管理棟）	○		
249	警察学校	1	警察学校体育館	○		
249	警察学校	1	警察学校西寮	○	○	
251	山梨県総合交通センター	1	山梨県総合交通センター事務棟	○	○	
251	山梨県総合交通センター	2	研修室	○		
251	山梨県総合交通センター	3	指導員事務室	○		
252	安全運転学校都留分校	1	安全運転学校都留分校（庁舎）	○		
253	甲府警察署庁舎	2	甲府警察署庁舎	○	○	
254	南甲府警察署庁舎	1	南甲府警察署庁舎	○	○	
254	南甲府警察署庁舎	7	南甲府警察署南別館	○		
254	南甲府警察署庁舎	8	南甲府警察署東別館	○	○	
255	南アルプス警察署庁舎	1	庁舎	○	○	
257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署庁舎	○	○	
257	北杜警察署庁舎	2	北杜警察署車庫・独身寮	○	○	
257	北杜警察署庁舎	1	北杜警察署東別館	○		
258	鰍沢警察署庁舎	1	鰍沢警察署庁舎	○	○	
259	鰍沢警察署市川分庁舎	1	警察署庁舎	○	○	
259	鰍沢警察署市川分庁舎	2	独身寮及び車庫	○	○	
260	南部警察署庁舎	1	南部警察署　庁舎	○	○	
260	南部警察署庁舎	2	南部警察署　車庫及び独身寮	○	○	
261	笛吹警察署庁舎	8	車庫・道場棟	○		
261	笛吹警察署庁舎	9	庁舎棟	○	○	
261	笛吹警察署庁舎	10	署長公舎	○		
261	笛吹警察署庁舎	11	独身寮	○	○	
262	日下部警察署庁舎	1	日下部警察署	○	○	
263	日下部警察署塩山分庁舎	1	日下部警察署塩山分庁舎	○	○	
263	日下部警察署塩山分庁舎	4	日下部警察署塩山分庁舎独身寮	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
264	富士吉田警察署庁舎	1	富士吉田警察署庁舎	○	○	
266	大月警察署庁舎	1	大月警察署庁舎	○	○	
266	大月警察署庁舎	2	独身寮	○		
267	大月警察署都留分庁舎	1	大月警察署都留分庁舎	○	○	
268	上野原警察署庁舎	1	上野原警察署庁舎	○	○	
268	上野原警察署庁舎	6	車庫・独身寮	○	○	
586	甲斐警察署庁舎	7	甲斐警察署庁舎	○	○	
416	飯田待機宿舎	1	飯田待機宿舎	○	○	
417	宝待機宿舎	1	宝待機宿舎（Ａ棟）	○	○	
417	宝待機宿舎	4	宝待機宿舎（Ｂ棟）	○	○	
418	住吉待機宿舎	1	住吉待機宿舎	○	○	
419	飯田職員宿舎	1	飯田待機宿舎	○	○	
420	徳行待機宿舎	1	徳行待機宿舎（Ｂ棟）	○	○	
420	徳行待機宿舎	4	徳行待機宿舎（Ａ棟）	○	○	
421	中小河原待機宿舎	1	中小河原待機宿舎（Ａ棟）	○	○	
421	中小河原待機宿舎	5	中小河原待機宿舎（Ｂ棟）	○	○	
422	峡中地区待機宿舎	1	峡中地区待機宿舎	○	○	
423	竜王待機宿舎	1	竜王待機宿舎（Ａ棟）	○	○	
423	竜王待機宿舎	6	竜王待機宿舎（Ｂ棟）	○	○	
423	竜王待機宿舎	10	竜王待機宿舎（Ｃ棟）	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
424	美咲寮	1	美咲独身寮Ｂ	○	○	
424	美咲寮	3	美咲独身寮Ａ	○	○	
425	清明寮	1	清明寮	○	○	
427	南アルプス警察署署長宿舎	1	南アルプス警察署署長宿舎	○		
428	南アルプス警察署次長宿舎	1	南アルプス警察署次長宿舎	○		
429	南アルプス警察署独身寮	1	南アルプス警察署独身寮	○	○	
430	白根待機宿舎	1	白根待機宿舎	○	○	
432	峡北地区待機宿舎	1	峡北地区待機宿舎	○	○	
435	上町待機宿舎	1	上町待機宿舎	○	○	
436	本町待機宿舎	1	本町待機宿舎	○	○	
438	鰍沢警察署独身寮	1	鰍沢警察署独身寮	○	○	
440	鰍沢警察署次長宿舎	3	鰍沢警察署次長宿舎	○		
442	峡南地区待機宿舎	1	峡南地区警察官待機宿舎	○	○	
443	市川待機宿舎	1	市川待機宿舎	○	○	
448	南部待機宿舎（昭和）	1	南部待機宿舎（昭和）	○	○	
449	南部待機宿舎（岬原）	1	南部待機宿舎（岬原）	○	○	
453	石和地区警察官待機宿舎	1	石和地区警察官待機宿舎	○	○	
455	日下部警察署署長宿舎	1	日下部警察署署長宿舎	○		
456	日下部警察署次長宿舎	1	日下部警察署次長宿舎	○		
457	日下部警察署独身寮	1	日下部警察署独身寮	○	○	
458	峡東地区待機宿舎	1	峡東地区警察官待機宿舎	○	○	
459	日下部地区待機宿舎	1	日下部地区警察官待機宿舎	○	○	
461	日下部警察署熊野待機宿舎	1	日下部警察署熊野待機宿舎	○	○	
462	富士吉田警察署署長公舎	1	富士吉田警察署署長公舎	○		
463	富士吉田警察署副署長公舎	1	富士吉田警察署副署長公舎	○		
464	剣丸尾警察官待機宿舎	1	剣丸尾待機宿舎	○	○	
464	剣丸尾警察官待機宿舎	5	剣丸尾待機宿舎・ポンプ室（給水ポンプ、受水槽）	●	○	
465	船津警察官待機宿舎	1	船津警察官待機宿舎	○	○	
466	下宿警察官待機宿舎	1	下宿警察官待機宿舎	○	○	
467	松山待機宿舎	1	松山待機宿舎	○	○	
469	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	1	大月警察署都留分庁舎幹部署員宿舎	○	○	
470	都留独身寮	1	都留独身寮	○	○	

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
471	大月待機宿舎	1	大月地区警察官待機宿舎	○	○	
472	大月警察署署長公舎	1	大月警察署署長公舎	○		
473	大月警察署副署長公舎	1	大月警察署副署長公舎	○		
474	下川渡待機宿舎	1	下川渡待機宿舎	○	○	
475	上野原警察署署長公舎	1	上野原警察署署長公舎	○		
476	上野原警察署次長公舎	1	上野原警察署次長公舎	○		
477	桜ヶ丘待機宿舎	1	桜ヶ丘待機宿舎	○	○	
478	八ツ沢警察官待機宿舎	1	八ツ沢警察官待機宿舎	○	○	
587	甲斐警察署署長公舎	1	署長公舎	○		
588	甲斐警察署副署長公舎	1	副署長公舎	○		
589	甲斐警察署独身寮	1	独身寮	○		
605	山梨県警察機動センター	1	山梨県警察機動センター庁舎棟		○	
480	東京事務所職員宿舎（野沢宿舎）	2	東京事務所職員宿舎		○	○
481	東京事務所職員宿舎（下馬宿舎）	1	東京事務所職員宿舎本館		○	○
483	富士吉田職員宿舎	3	富士吉田職員宿舎　世帯棟	○	○	
483	富士吉田職員宿舎	5	富士吉田職員宿舎　単身棟	○	○	
484	職員宿舎メイプル飯田	3	職員宿舎メイプル飯田	○	○	
485	宮前職員宿舎	1	宮前職員宿舎１号館	○	○	
485	宮前職員宿舎	2	宮前職員宿舎２号館	○	○	
487	吉田地区教職員住宅	5	吉田地区教職員住宅		○	
488	上野原高等学校教職員住宅	1	上野原地区教職員住宅		○	
509	広瀬ダム管理事務所等	1	広瀬ダム管理事務所　事務所、発電機室	○		
509	広瀬ダム管理事務所等	2	広瀬ダム管理事務所　倉庫		○	○
510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム傍受局舎（中北建設事務所内）	○		○
510	荒川ダム管理事務所等	1	荒川ダム管理事務所　管理棟	○		
510	荒川ダム管理事務所等	3	荒川ダム管理事務所　コア倉庫		○	○
510	荒川ダム管理事務所等	2	荒川ダム管理事務所　予備電源室棟（受変電・非常用発電）	●		
511	琴川ダム管理事務所等	1	管理棟	○		
511	琴川ダム管理事務所等	5	係船庫		○	○
512	大門ダム管理事務所等	1	大門ダム管理事務所	○		
512	大門ダム管理事務所等	2	大門ダム管理事務所　予備電源室（受変電・非常用発電）	●		
513	塩川ダム管理事務所等	1	塩川ダム管理事務所	○		

別紙１　点検対象建築物一覧表

施設番号	施設名称	建物番号	建物名称	長寿命化点検	建築基準法点検	営繕課
513	塩川ダム管理事務所等	2	塩川ダム係船庫		○	○
514	深城ダム管理事務所等	1	管理事務所	○		
514	深城ダム管理事務所等	3	深城ダム艇庫		○	○
526	小瀬スポーツ公園	6	小瀬スポーツ公園陸上競技場メインスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	8	小瀬スポーツ公園　体育館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	10	小瀬スポーツ公園　野球場内野スタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	15	小瀬スポーツ公園水泳メインスタンド管理棟	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	20	武道館	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	22	アイスアリーナ	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	26	陸上競技場北サイドスタンド	-	○	
526	小瀬スポーツ公園	27	陸上競技場南サイドスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	1	富士北麓公園　メインスタンド	-	○	
527	富士北麓公園	2	富士北麓公園　体育館	-	○	
527	富士北麓公園	10	富士北麓公園野球場スタンド	-	○	
527	富士北麓公園	12	倉庫	-	○	
527	富士北麓公園	13	富士北麓公園　フリーウエイトトレーニング室	-	○	
527	富士北麓公園	14	富士北麓公園　屋内練習走路	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	1	山梨県営体育館	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	2	山梨県営体育館　附属棟	-	○	
528	緑ヶ丘スポーツ公園	5	県営体育館　スポーツの家、屋内プール	-	○	
530	富士川クラフトパーク	16	扇館		○	
531	笛吹川フルーツ公園	4	フルーツミュージアム	-	○	
531	笛吹川フルーツ公園	7	栽培温室管理棟	-	○	
532	桂川ウェルネスパーク	1	里山交流館（管理棟）	-	○	
538	武田の杜	1	鳥獣センター管理棟	○	○	
538	武田の杜	12	健康の森　森林学習展示館	○	○	
538	武田の杜	36	鳥獣センター展示館	○	○	

※用途廃止された施設は一覧表から削除されます。
　用途廃止後も建物が存続する場合は、法令を遵守し各施設管理者において必要に応じて点検を実施してください。

※長寿命化点検：○は、予防保全又は監視保全の建築部位・設備が点検対象
　　●は、予防保全又は監視保全である（　　）内の設備のみ点検対象
※建築基準法点検：高等学校、警察の建物のうち、長寿命化点検対象外のものは一覧から除く
　　県営住宅、企業局、清里の森の建物は一覧から除く
　　●は、昇降機のみ点検対象
※営繕課：施設管理者の依頼により、営繕課が点検を行うもの

別紙２　法令検査点検一覧表

検査等の対象		検査等内容	検査等回数	規定法規	検査等資格者等	備考
消防用設備等	消化器、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント及び無線通信補助設備	機器点検	1回/6月	消防法第17条3の3 消防庁告示（昭和50年第3号）	消防設備士または 消防設備点検資格者	
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線部分を除く）並びに操作盤	機器点検	1回/6月			
		総合点検	1回/1年			
	配線	総合点検	1回/1年			
	屋内外消火栓のホース、連結送水管	耐圧試験	1回/3年			ホースまたは配管の製造年の末日から10年以内のものを除く
危険物	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所及び地下貯油槽を有する一般取扱所	消防法第10条第4項の基準に適合しているかの点検	1回/1年	消防法14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の5、第62条の4	危険物取扱者または危険物施設保安員	指定数量とは危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をいう。 第1石油類(ガソリン等)＝200L 第2石油類(灯油等）＝1000L 第3石油類(重油等）＝2000L 第4石油類(ギア油等）＝6000L　他
ボイラー	ボイラー　（小型ボイラーを除く）	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条	労働基準監督署長または検査代行機関	ボイラー、小型ボイラー及び第１種圧力容器、小型圧力容器、第２種圧力容器は、労働安全衛生法施行令第１条による
		定期自主検査	1回/1月			
	小型ボイラー	定期自主検査	1回/1年	労働安全衛生法第41条、第45条		
圧力容器	第１種圧力容器（小型圧力容器を除く）	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1	ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	労働基準監督署長または検査代行機関	
		定期自主検査	1回/1月			
	第２種圧力容器	定期自主検査	1回/1年		ボイラー及び圧力容器安全規則第92条で定める教育を受けたもの	
	小型圧力容器					
エレベーター	積載荷重１トン以上	性能検査	検査証の有効期間内(1年未満又は1年を超え2年以内)	労働安全衛生法第41条、第45条	労働基準監督署長または	
		定期自主検査	1回/1年	クレーン等の安全規則第154条、第159	検査代行機関	
	積載荷重０．２５トン以上１トン未満	定期自主検査	1回/1年			
事務所		作業環境測定	1回/2月	労働安全衛生法第65条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条		事務所とは、事務作業に従事する労働者が主として使用する建築物をいう。
		機械換気設備定期点検	1回/2月			
		照明設備定期点検	1回/6月			
特定建築物	中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備	空気環境の測定	1回/2月	ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）第4条 同施行規則第3条～4条、第4条の2、3	講習修了者	特定建築物とは、興業場、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が3000㎡以上、及び学校の用途に供される部分の延べ面積が8000㎡以上の建築物をいう。
	給水設備	遊離残留塩素の検査	1回/7日		建築物環境衛生管理技術者でかつ実務の経験のあるもの	
		飲料用水質の検査	1回/6月		監督を行うものは講習終了者	
冷凍機	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	保安検査	3年に1回以上	高圧ガス保安法第35条	都道府県知事または高圧ガス保安協会	第1種製造者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（フロンガスの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、また特定施設とは冷凍保安規則第30条に定める冷媒を使用する製造所をいい、フロンの場合は含まれる。
		危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
	第1種製造者となる冷凍機	危険予防規定を定め自主検査	1回/1年			
ばい煙発生施設		ばい煙量と濃度の測定	1回/2月	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条		ばい煙発生施設とは、伝熱面積10㎡以上及びバーナーの燃焼能力が重油換算で50L/h以上のボイラー、火格子面積2㎡又は焼却能力200kg/h以上の焼却炉をいう。
簡易専用水道		外観検査	1回/1年	水道法34条の2 同施行規則第55条,56条	地方公共団体の機関または厚生労働大臣が指定するもの	簡易水道とは、受水タンクの合計容量が10m3を超えるものをいう。
		水質検査				
		書類検査				
特定施設(指定地域特定施設)		排出水の特定	400m3/日以上：1回/1日 200～400m3/日未満：1回/7日 100～200m3/日未満：1回/14日 50～100m3/日未満：1回/30日	水質汚濁防止法第14条 同施行規則		特定施設とは、処理対象人員が500人を超えるし尿浄化槽（指定地域は201人以上500人以下）及び300床以上の病院の厨房施設他
事業用電気工作物		保安規定を定め自主定期点検	月次1回/1月 年次(A) 1回/1年 年次(B) 1回/3年	電気事業法第42条	電気主任技術者（電気保安協会他）	事業用電気工作物とは、特別高圧受電設備、高圧受電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう。
ガス湯沸かし器（屋内設置） ガス風呂釜（屋内設置） 及びこれらの排気筒		消費機器の技術上の基準(規則108条)	1回/3年	ガス事業法40条の2 ガス事業法施行規則第84条	ガス供給事業者	ガス湯沸かし器でガスの消費量が10,000kcal/h以下のものでかつ不完全燃焼時自動ガス遮断装置付きのものは除く。
浄化槽		水質検査	1回/1年	浄化槽法第10条	水質検査は指定検査機関が行う。	
		保守点検	1回/1週～6月	浄化槽法第11条	浄化槽保守点検業者	処理方式、処理対象人員により点検周期が異なる。 501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。